

一般財団法人千葉県まちづくり公社WEBサイト広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人千葉県まちづくり公社広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第4条の規定に基づき、一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下「公社」という。）が管理するWEBサイトへの広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公社WEBサイト 公社が管理するWEBサイトで、<https://www.cue-net.or.jp/>及び<http://www.iwana.shiteikanri-sakura.jp/>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告 広告主の社名、団体名等の識別可能な文字又は画像による情報で、広告主の指定するWEBサイトを開く機能を有するものをいう。
- (3) リンク先ページ バナー広告をクリックすることにより開かれるWEBサイトをいう。

(広告掲載の基準及び種類)

第3条 広告掲載の基準は、広告掲載要綱第3条の規定に定めるものとし、広告の種類はバナー広告とする。

(バナー広告及びリンク先ページの範囲)

第4条 バナー広告は、文字又は画像による情報並びにリンク先ページが、広告掲載要綱第3条第2項の規定により定める広告の範囲にかかる基準（以下、「広告掲載基準」という。）を満たすものでなければならない。

2 リンク先ページは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) リンク先ページ又は当該ページからリンクするサイトが、広告掲載基準を満たしていないもの
- (2) ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動き又は誤解を与えるおそれのある表示又は構成を有するもの

(バナー広告の規格等)

第5条 広告掲載できる規格は次の表のとおりとする。

掲載位置	公社ホームページのうち公社が指定する位置とする
枠数	トップページ及び各公園のページにおいて、それぞれ10枠まで
アスペクト比 (横：縦)	1.91：1（推奨 横1000px～1200px、縦524px～628px）
形式	PNG又はJPG

ファイル容量	300 キロバイト以下
画像表現	静止画像

- 2 バナー広告は、適切な情報を補足するための代替テキスト（ALT 属性）をつけるものとする。
- 3 リンク先ページは、バナー広告の掲載ページとは別ウインドウで表示するものとする。

（バナー広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、連続して掲載が可能な期間は、広告の掲載を開始した月から当該月の属する年度の末日までとする。

（バナー広告の料金）

第7条 バナー広告の掲載料金は、1枠あたり月額10,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（バナー広告の募集及び申込の方法）

第8条 バナー広告掲載希望者（以下、「広告掲載希望者」という。）の募集は、公社ホームページ等で行うものとする。

- 2 当該年度中に掲載枠に空きがある場合は、随時募集するものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書（別記第1号様式）に必要事項を記載し、関係書類を添付のうえ申し込むものとする。

（バナー広告の選定方法）

第10条 バナー広告及びリンク先ページの審査は、総務部長が行うものとする。

- 2 審査において疑義が生じた場合は、広告掲載要綱第5条に基づき、広告審査委員会において審査するものとする。
- 3 前2項の規定により掲載又は不掲載の決定をしたときは、広告掲載・不掲載決定通知書（別記2号様式）により申込者に通知する。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者は、公社が指定する期日までに広告掲載料及びこれに係る消費税及び地方消費税を一括して納入しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告原稿は、公社が指定する方法により広告掲載希望者の責任及び負担で作成し、公社が指定する期日までに、電子データにて提出するものとする。

(広告内容の責任)

第13条 バナー広告及びリンク先のページの内容その他バナー広告に関する責任は広告主が負うものとし、公社は、故意又は重過失による場合を除き、その責任を負わないものとする。

(免責事項)

第14条 広告掲載希望者は、次の各号に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、当該停止による広告料の返還及び損害の補償等を請求しないものとする。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修又は改良等のための停止
- (2) 火災、地震、水害、落雷その他の天災、悪意を持つ第三者による不正アクセス又は通信回線等の事故・障害による停止

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告掲載希望者は、自己の都合により広告を掲載する必要がなくなったときは、広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、バナー広告掲載取下げ申出書（別記第3号様式）を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により広告掲載を取り下げた場合、既に納付した広告掲載料は返還しないものとする。
- 4 前項の規定は、広告の掲載開始前に取り下げた場合においても同様とする。

(広告の削除)

第16条 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であってもバナー広告を削除することができる。

- (1) 広告掲載要綱第3条又はこの要領第3条の規定に反すると認められるとき。
 - (2) 会社の信用又は品位を害するおそれが生じたとき。
 - (3) その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと認められるとき。
- 2 公社は、前項の規定によりバナー広告を削除したときは、速やかに削除の事実及び理由を書面又は電子メールにより広告主に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定によりバナー広告を削除した場合は、その理由のいかんを問わず、既に納付された広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告掲載が決定した後、第14条の免責事項に該当する事由を除き、公社WEBサイトが閉鎖された時間があるときは、当該閉鎖時間に応じて広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の閉鎖時間は、次の表により日数換算し、1月を30日として日割り計算により返還額を算定するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

閉鎖した時間	還付する日数
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24で除して得た日数+1日

3 第1項に規定する事由に該当する場合を除き、既に納付した広告掲載料は返還しない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 一般財団法人千葉県まちづくり公社
理事長 様

申込者住所

団体名

役職・氏名

担当者氏名

TEL ()

(団体にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者等の氏名を記入してください。)

バナー広告掲載申込書

一般財団法人千葉県まちづくり公社広告掲載取扱要領の内容を承諾し、下記のとおり一般財団法人千葉県まちづくり公社ホームページに広告を掲載したいので申込みます。

記

広告主名	
業種	
掲載希望期間	年 月 日から カ月
掲載希望枠	_____ 枠
掲載希望箇所	<input type="checkbox"/> 公社トップページ <input type="checkbox"/> 公園ページ ()
リンク先URL	
添付書類	(会社案内パンフレット等)
広告原稿	入稿媒体 ()

チェックリスト (左の□にチェックしてください。)

- 広告の内容は、一般財団法人千葉県まちづくり公社広告掲載要綱第3条各号のいずれにも該当しません。
- 申込者(広告主を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定義される暴力団員及びこれと密接な関係を有する者(公安委員会規則に基づく)のいずれにも該当しません。

別記第2号様式（第10条関係）

様

一般財団法人千葉県まちづくり公社
理事長

広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったバナー広告の掲載については、審査の結果、
（ 掲載 ・ 不掲載 ）することを決定したので通知します。

不掲載の理由

年 月 日

(宛先) 一般財団法人千葉県まちづくり公社
理事長 様

申込者住所

団体名

役職・氏名

TEL ()

メールアドレス @

(団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者等の氏名を記入してください。)

バナー広告掲載取下げ申出書

年 月 日付で、申込みのあつた一般財団法人千葉県まちづくり公社ホームページバナー広告については、一般財団法人千葉県まちづくり公社ホームページ広告掲載取扱要領第15条の規定により、次のとおり取り下げを申し出ます。

記

広告掲載取下げ希望日	年 月 日
担当者名	